

広報直島

2025 Jul. No.864

7

すな お な え が お の し ま

contents

- | | |
|---------------------|--------------------|
| 02 財政事情の公表 | 14 健康推進室からのお知らせ |
| 04 総務課・建設経済課からのお知らせ | 18 まちづくり観光課からのお知らせ |
| 07 住民福祉課からのお知らせ | 21 環境水道課からのお知らせ |
| 10 カメラリポート | 22 ふれあい診療所からのお知らせ |
| 13 住民福祉課からのお知らせ | |



町の人口 | 7月1日現在(先月比) 世帯数/1,605(+3) 人口/2,896(+5) 男/1,495(-1) 女/1,401(+6)

住民基本台帳法の一部を改正する法律により、人口は、外国人の方を含めた人数となっています。

町の面積 | 14.21km²

直島町HP / <https://www.town.naoshima.lg.jp> E-mail / somu1@town.naoshima.lg.jp



財政事情の公表

令和7年3月31日現在

町の財政事情を公表します。

ここに公表する財政事情は、令和6年度の町の予算がどのように使われたか、皆さんによく知っていただくためのものです。

項目に少し分かりにくい言葉もありますが、自分の家の家計簿を見るつもりでご覧いただき、誰もが明るく楽しい生活ができる直島のまちづくりに、ご理解とご協力をお願いします。

一般会計支出状況調書

(単位：千円・%)

科 目	当初予算額	予算現額	支出済額	支出率
1 議会費	51,910	51,747	51,149	98.8
2 総務費	694,635	906,275	469,888	51.8
3 民生費	580,157	685,906	597,618	87.1
4 衛生費	478,913	528,404	464,910	88.0
5 労働費	6	6	2	33.3
6 農林水産業費	39,952	43,876	32,999	75.2
7 商工費	70,577	82,905	58,364	70.4
8 土木費	466,905	540,886	433,811	80.2
9 消防費	362,246	364,251	208,699	57.3
10 教育費	211,184	211,478	192,879	91.2
11 災害復旧費	18	18	0	0.0
12 公債費	450,640	450,533	450,522	100.0
13 諸支出金	34	2	0	0.0
14 予備費	10,000	3,018	0	0.0
歳出合計	3,417,177	3,869,305	2,960,841	76.5

(注) 「予算現額」欄は、前年度からの繰越事業を含む。

一般会計収入状況調書

(単位：千円・%)

科 目	当初予算額	予算現額	収入済額	収納率
1 町税	892,182	933,965	938,103	100.4
町民税	222,601	218,844	224,067	102.4
内 固定資産税	636,213	681,366	681,582	100.0
軽自動車税	13,784	14,033	14,048	100.1
たばこ税	19,584	19,722	18,406	93.3
2 地方譲与税	11,256	11,259	11,556	102.6
3 利子割交付金	300	445	440	98.9
4 配当割交付金	3,500	3,283	5,838	177.8
5 株式等譲渡所得割交付金	2,500	6,338	7,595	119.8
6 法人事業税交付金	11,000	13,114	13,567	103.5
7 地方消費税交付金	86,000	92,900	94,400	101.6
8 環境性能割交付金	900	1,335	1,368	102.5
9 地方特例交付金	901	14,674	14,673	100.0
10 地方交付税	1,070,000	1,244,949	1,309,073	105.2
11 交通安全対策特別交付金	1	1	0	0.0
12 分担金および負担金	21,220	23,371	23,441	100.3
13 使用料および手数料	79,085	79,544	80,919	101.7
14 国庫支出金	139,495	203,630	102,370	50.3
15 県支出金	92,312	102,163	56,414	55.2
16 財産収入	7,743	7,901	7,818	98.9
17 寄附金	70,009	51,498	50,947	98.9
18 繰入金	712,895	720,278	393,874	54.7
19 繰越金	30,000	183,235	183,236	100.0
20 諸収入	15,878	16,422	13,855	84.4
21 町債	170,000	159,000	11,300	7.1
歳入合計	3,417,177	3,869,305	3,320,787	85.8

町有財産の現況

区 分	面 積・金 額
土 地	883,446.29㎡
建 物	37,580.09㎡
有 価 証 券	0 円
出資による権利	10,489,440 円
基 金	1,240,100,000 円
債 権	0 円
一 般 現 金	410,000 円
一 般 預 金	579,341,828 円

町 税 負 担 額

区 分	税 額	一人当り税額	一世帯当り税額
町 民 税	226,008 ^{千円}	78,285 ^円	143,224 ^円
固定資産税	680,563	235,734	431,282
そ の 他	33,971	11,767	21,528
合 計	940,542	325,786	596,034

令和7年3月31日現在 現在人口 2,887 人 世帯数 1,578 戸

町 債 の 現 在 高

(単位：千円)

区分	借入先	金 額	備 考	
普通会計	財 務 省	1,647,422	一 般 公 共 事 業 債	3,981
			一般廃棄物処理事業債	38,888
			減 収 補 て ん 債	3,766
			学校教育施設等整備事業債	38,153
			臨時財政対策債	881,599
			辺地対策事業債	32,481
			過疎対策事業債	488,994
			全国防災事業債	13,845
			病 院 事 業 債	145,715
	地方公共団体金融機構	47,207	緊急防災・減災事業債	47,207
株式会社かんぽ生命保険	848	減 税 補 て ん 債	848	
株式会社ゆうちょ銀行	3,158	臨時財政対策債	3,158	
株式会社百十四銀行	9,539	臨時財政対策債	9,539	
香川県農業協同組合	28,137	臨時財政対策債	28,137	
企業許簡易水道	財 務 省	1,110,231	簡 易 水 道 事 業 債	942,574
			辺地対策事業債(簡易水道)	167,657
			過疎対策事業債(簡易水道)	0
地方公共団体金融機構	48,064	簡 易 水 道 事 業 債	48,064	
企業会計下水道	財 務 省	447,110	下 水 道 事 業 債	444,609
			辺地対策事業債(下水道)	2,501
			過疎対策事業債(下水道)	0
	地方公共団体金融機構	79,320	下 水 道 事 業 債	79,320
合 計		3,421,036		

※町債残高は3月31日現在のものであり、5月に借入を行った令和6年度分(77,700千円)を除く。

特別会計の状況調書

(単位：千円・%)

区 分	当初予算額	予算現額	収入済額	収納率	支出済額	支出率
国民健康保険事業特別会計	388,752	384,117	369,650	96.2	329,189	85.7
介護保険事業特別会計	402,044	451,133	428,104	94.9	396,569	87.9
診療所事業特別会計	274,911	276,493	274,815	99.4	258,598	93.5
後期高齢者医療事業特別会計	76,652	73,927	74,398	100.6	64,684	87.5
宅地造成事業特別会計	23,711	20,408	20,406	100.0	20,406	100.0
合 計	1,166,070	1,206,078	1,167,373	96.8	1,069,446	88.7

簡易水道事業会計の状況調書

(単位：千円)

区 分	収益的収支		資本的収支	
	予算額	執行額	予算額	執行額
収 入	472,587	492,105	64,272	64,270
支 出	455,616	429,076	348,457	345,250
収 支 差 引	16,971	63,029	△ 284,185	△ 280,980

下水道事業会計の状況調書

(単位：千円)

区 分	収益的収支		資本的収支	
	予算額	執行額	予算額	執行額
収 入	257,448	258,442	121,800	121,762
支 出	209,987	192,305	190,957	187,835
収 支 差 引	47,461	66,137	△ 69,157	△ 66,073



総務課からのお知らせ

令和7年 消防功労者定例表彰

5月30日(金)に香川県庁ホールで消防功労者定例表彰式が行われ、次の方々が受賞されました。(敬称略)

香川県知事表彰

永年勤続功労章

坂口 公夫 (第1分団部長)

山名 子典 (第3分団部長)

香川県消防協会会長表彰

功績章

下津 哲 (副団長)

功労章

山本 涼二 (第1分団部長)

日本消防協会会長表彰

功績章

安部 淳一 (団長)

精績章

西岡 裕喜広 (副団長)

勤続章

坂口 公夫 (第1分団部長)

消防庁長官表彰

永年勤続功労章

秋友 孝一 (副団長)

自治体消防75周年記念表彰

消防団員家族表彰

大谷 関二 (副団長)

大谷 佑啓 (第3分団団員)

大谷 俊介 (第5分団団員)



お問い合わせ 総務課 ☎087-892-2222

建設経済課からのお知らせ

急傾斜地崩壊対策事業補助について

急傾斜地崩壊対策事業とは

傾斜が急で、崩壊の危険性のある自然がけなどに対して、傾斜地の所有者または住宅所有者が崩壊対策工事を行うことが困難な場合、町が擁壁工事や法面工事を行い、がけ崩れから住民の生命を守る事業です。

香川県急傾斜地崩壊対策事業県費補助要綱に基づく採択基準

1. 急傾斜地（傾斜度が30度以上の土地に限る。）の高さが5m以上であること。
2. 移転適地がないこと。
3. 人家2戸以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのある急傾斜地であること。
4. 自然斜面である急傾斜地であること。ただし、人工斜面であっても築造から10年以上経過したものうち、あらかじめ知事の承認を受けた急傾斜地を含むものとする。
5. 本事業の施行については、香川県急傾斜地崩壊対策事業県費補助要綱および香川県補助金交付規則に基づくものとする。

経費の内訳

県費 対象事業費の1/2程度

町費 事業費の1/4程度

分担金 事業費の1/4程度(個人負担金)

上記の採択基準をみたし、急傾斜地崩壊対策事業補助を受けたい場合は、**8月8日(金)までに建設経済課**にご連絡ください。

なお、要望が多い場合は、香川県と調整のうえ協議により事業箇所を決定します。

お問い合わせ 建設経済課 ☎087-892-2224

建設経済課からのお知らせ

町営单身者用住宅（マリンパール直島）入居者募集について

名称・募集戸数

町営单身者用住宅（マリンパール直島）
103号 1戸

場 所

香川県香川郡直島町2249番地64

構 造

鉄骨造2階建 1SDK

家 賃

30,000円+共益費1,000円（月額）

入 居 資 格

※次の条件を全て満たしている方。

- ①住宅に困窮し、自ら単身にて居住する住宅を必要としており、原則、町内に居住地を確保していない方。
- ②入居基準日をもって、満18歳以上40歳未満の方。
※年齢については、民法第143条および年齢計算に関する法律の規定に準ずる。
- ③原則、連続して2年以上入居することができる方。
- ④町税などを滞納していない方。
- ⑤家賃の支払能力がある方。
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でない方。

受 付 期 間

7月1日(火)～7月11日(金)

8：15～17：00

（土・日・祝祭日は受付できません。）

申 込 方 法

必要書類をそろえて申込期日までに建設経済課へ必着のこと。

必 要 書 類

- (1)单身者用住宅入居許可申請書
- (2)「町営单身者用住宅の留意事項について」
- (3)住民票（すべて省略したもの）
- (4)課税・所得証明書
- (5)納税証明書
※納税項目がない場合も必要となります。
- (6)その他（転入確約書など）

資格審査等

申込受付後、資格審査を行い、入居資格に該当された方には抽選会および入居説明会の日時、場所を記載した文書を送付します。

また、入居資格に該当されなかった方にも電話などで通知します。

抽選会および入居説明会

7月17日(木) 13：30～

役場2階大会議室

必ず時間厳守で抽選会に出席してください。

なお、当選された方には、その後、引き続き入居説明を行います。（代理人でも可）

入居指定日 8月1日(金)





建設経済課からのお知らせ

令和7年度狩猟免許試験のご案内

1. 試験日時等

	日 付	時 間	種 目	会 場	申請書受付期間
第1回	8月30日(土)	9:00~	わな猟	香川県庁北館	7月4日(金)~ 7月31日(木) (必着)
第2回		13:30~	第一種銃猟 第二種銃猟		
第3回	8月31日(日)	9:00~	わな猟		
第4回		13:30~	第一種銃猟 第二種銃猟 網 漁		
第5回	9月1日(月)	9:00~	わな猟		

2. 申請手数料 免許1種類につき5,200円(県証紙)

※他の種類の狩猟免許の交付を受けている方は1種類につき3,900円

免許を取得し、町内で有害鳥獣の駆除に従事していただける方は、町から狩猟免許試験申請手数料、狩猟免許試験予備講習会受講料、受験申請時添付用の医師診断書料の補助があります。

お問い合わせ 建設経済課 ☎087-892-2224



SNS広告がきっかけのサブスク契約にご注意

SNS 広告をきっかけに占いサイトや位置情報検索サイトなどに登録したところ、意図せずサブスクリプション契約となり、解約方法がわからず料金が継続して引き落とされるという相談が寄せられています。

運営元が海外の場合、解約手続や問い合わせが英語となるケースもあります。SNS 広告から登録する際は、安易に登録せず、事前に利用規約などを確認しましょう。契約後はクレジットカードなどの請求をこまめに確認しましょう。

困ったときは、ひとりで悩まずにお電話ください。

「香川県消費生活センター ☎087-833-0999」「消費者ホットライン188 (局番なし)」

住民福祉課からのお知らせ

後期高齢者医療 資格確認書の送付について

現在、被保険者の皆さんがお持ちの被保険者証または資格確認書は、7月末で有効期限が満了となります。
後期高齢者医療制度に加入されている皆さんには、マイナ保険証の有無にかかわらず、申請なしで、令和8年7月末まで使える「資格確認書」を、**7月中旬以降『特定記録郵便』（黄色の封筒）でお届けします。**

※**7月下旬以降**、資格確認書がお手元に届かない場合は、配達状況を確認しますので、**住民福祉課**へお申し出ください。

古い被保険者証または資格確認書との 主な変更点

【表面】

- 両端が**紫色**から**桃色**に変更

後期高齢者医療資格確認書		有効期限	令和 8年 7月 21日
被保険者番号	19800702		
氏名	広域 達五郎	性別	男
生年月日	昭和 24年 12月 2日		
資格取得年月日	令和 6年 12月 2日		
交付年月日	令和 6年 12月 2日		
負担割合・発行期日	1割	令和 6年 12月 2日	
限度区分・発行期日			
長期入院該当日			
特定療養区分・発行期日			
被保険者番号	39370002		
被保険者名	香川県後期高齢者医療広域連合		

見 本

資格確認書を受け取ったら

資格確認書に記載されている内容に間違いがないか確認してください。記載内容に相違がある場合は、お手数ですが、**住民福祉課**へお申し出ください。

有効期限の切れた被保険者証または資格確認書の返還

現在お持ちの被保険者証または資格確認書は、8月1日以降使用できませんので、**住民福祉課**までお返しいただくか、ご自身で破棄をお願いします。

●マイナ保険証および資格確認書について

令和6年12月2日以降、被保険者証の新規発行は廃止され、「マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）」または「資格確認書（被保険者証の代わりとなるもの）」をご利用いただくようになりました。

●限度額適用認定証および限度額適用・標準負担額減額認定証について

令和6年12月2日以降、限度額適用認定証および限度額適用・標準負担額減額認定証の新規発行は廃止されました。

すでに限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証を交付されている方には、申請なしで、限度区分を併記した**資格確認書**をお届けします。

新たに限度区分の記載を希望される方は、申請をいただくことで限度区分を併記した資格確認書を交付します。

お問い合わせ 住民福祉課 ☎087-892-2223 / 香川県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎087-811-1866



8

●●●●●●●● 住民福祉課からのお知らせ ●●●●●●●●

国民健康保険に加入されている皆さんへ…

国民健康保険「資格確認書等」の送付について

現在お使いいただいている「被保険者証」または「資格確認書等」の有効期限は
7月31日です。

8月1日から使用していただく新しい「資格確認書等」は、**7月31日までに、
ご自宅に配達されます。**



●「マイナ保険証」をお持ちの方には、「資格情報のお知らせ」が普通郵便で配達されます。

「資格情報のお知らせ」は、「マイナ保険証」をお持ちの方が自身の情報を簡単に確認できるようお送りする書面です。「資格情報のお知らせ」だけでは医療機関で診療を受けることができません。医療機関を受診する際は「マイナ保険証」をご利用ください。

※機器の不具合などにより「マイナ保険証」の読み取りができない場合については、「資格情報のお知らせ」を「マイナ保険証」とともに窓口でご提示いただくことで診療を受けることができます。

●「マイナ保険証」をお持ちでない方には、「資格確認書」が特定記録郵便で配達されます。

「資格確認書」は、これまでの「被保険者証」と同様、国民健康保険に加入している証明書で、医療機関で診療を受けるときに必要です。カード型で小さくなっているので、なくさないように注意してください。

なお、有効期限の切れた「被保険者証」、「資格確認書等」は8月1日以降使用できません。

住民福祉課までお返しいただくか、ご自身で破棄をお願いします。

日赤奉仕団からのお知らせ

防災と減災という言葉を目にしたことがあると思います。

防災は災害を未然に防ぐことを目的とし、減災は災害が起きた場合の被害を最小限に抑えることを目的としています。

防災は、地震や津波に強い道路や建物を作ったり、避難経路をあらかじめ確保することなどの対策が挙げられます。

減災は、防災対策に加えて、日頃からの備蓄や避難訓練など、災害が起きたときに被害を小さくするための対策です。

室内の家具を固定すること、水を買置きしておくこと、避難袋を準備しておくことはすぐにでもできることです。

ご自身の生活圏内の不安箇所も事前にチェックしておきましょう。



※イラストは日本赤十字社のHPより引用

お問い合わせ 住民福祉課 ☎087-892-2223

5月31日(土)

直島新美術館開館

本村地区近くの高台に建設された直島新美術館の開館に伴い、テープカットなど、開館式が行われました。
直島新美術館は、はじめてその名前に「直島」を冠した美術館であり、町内外問わず、様々な人に愛される場所になることを願っています。



蔡國強《ヘッド・オン》2006年

6月15日(日)

文化協会芸能大会

総合福祉センター劇場ホールにて、文化協会芸能大会が開催されました。
出演者の方々は、踊りや文楽、歌唱に演奏などを披露し、会場を大いに盛り上げていました。



6月10日(火)

ほんのもり号来島

読書の楽しさを伝えるために瀬戸内海の島々を巡る、こども図書館船「ほんのもり号」が宮浦港に寄港しました。

たくさんの本と海に囲まれた空間で子どもたちが読書を楽しみました。



6月22日(日)

直島コメづくりプロジェクト 田植え体験

積浦地区において、直島コメづくりプロジェクトの田植え体験が行われました。

天候にも恵まれ、子どもたちは昔ながらの田植えをどろんこになりながら楽しみました。

秋には、みんなで植えた稲の収穫体験を予定しています。



6月26日(木)

親子のふれあいの集い

入園前の子どもさんを対象とした親子のふれあいの集いを実施しました。

当日は健康運動実践指導者の小野川先生をお招きし（先生は高松市で未就園児の親子教室などを行っています）、リズムにあわせて動いたり、タンパリンやボールを使って遊んだり皆で楽しく遊びました！

次は11月に来ます！また一緒に遊びましょう♪



たかいたかーい！



いろんな大きさのボールがあったよ♪

6月27日(金)

戦没者追悼式

戦没者追悼式を総合福祉センター劇場ホールで執り行いました。ご遺族・来賓の方々が集まり、戦没者のご冥福を祈り平和の誓いをたてました。

なお、追悼式に次の方からご寄附をいただきました。お礼申し上げます。

●三菱マテリアル株式会社直島製錬所





住民福祉課からのお知らせ

出張年金相談を開催します

街角の年金相談センター高松（オフィス）による年金相談が開催されます。

●開催日 7月17日(木) **事前予約制**

●場所・時間

- ・役 場（2階小会議室） 9：30～12：30
- ・西部公民館（1階研修室） 13：00～16：00

●相談内容 年金見込額、繰り上げ・繰り下げ、在職老齢年金、雇用保険との調整など

●年金請求・各種手続き

老齢年金、遺族年金、障害年金、住所・口座変更など

●持参する物

免許証・年金手帳・年金証書・振込通知書など相談者本人であることが確認できるもの

※代理の人がご相談に来られる際には委任状および依頼を受けたご本人であることが確認できる書類（免許証など）が必要です。

町内で各種手続きが可能ですので、お気軽にご相談ください。



国民年金や厚生年金などの年金加入期間の確認や、年金額の算出など、年金事務所と同等のサービスが受けられます。

年金相談をご希望の方は『街角の年金相談センター高松（オフィス）』に**事前予約**をお願いします。（年金手帳などに記載されている基礎年金番号が必要です。）

☎087-811-6020（予約用） 平日8：30～17：15【土・日・祝日および12月29日～1月3日を除く】

～見直しましょう！重複服薬～【医療費適正化のために】

●重複服薬とは

複数の医療機関にかかっている場合に、同じ効能の薬が重複して処方され、それを服用することです。

●重複服薬のデメリット

- ・処方薬は市販薬より薬効が強いため、重複して飲むと体に負担がかかり危険です。
- ・異なる医療機関で同じ効能の薬をもらうのは医療費のムダ遣いです。
- ・医療費が増えると、国保財政が圧迫され、保険料の引き上げを招きます。



重複服薬を防ぐコツ

●かかりつけ薬局を持ちましょう

“かかりつけ薬局”とは、処方箋をもらったら、そこで調剤してもらおうと決めている薬局のことです。複数の医療機関で受診したとき、薬の重複や飲み合わせなどをチェックしてもらえます。

●「お薬手帳」を活用しましょう

「お薬手帳」とは処方された薬の詳細を記録できる手帳のことです。薬の重複などをチェックできます。

～国民健康保険の届け出・申請にはマイナンバーの記載が必要です～

国民健康保険の届け出・申請にはマイナンバー（個人番号）の記載が必要となっています。

届け出・申請の際は届け出・申請者、世帯主、手続対象者全員分のマイナンバー（個人番号）がわかるものを持参してください。

お手数をおかけしますが、よろしくお願いします。

～国民健康保険についてのお問い合わせは住民福祉課国民健康保険係まで、ご連絡ください。～

お問い合わせ 住民福祉課 ☎087-892-2223



健康推進室からのお知らせ

済生丸健診のご案内

8月の済生丸健診の健診日程は下記の通りです。受診希望の方は、受診できるかを確認のうえ、電話または健康推進室窓口にてお申し込みください。

日 程	場 所	受付時間	定 員	診療内容	
8月21日 (木)	宮浦港	9:30~ 10:30	20名	【健診項目】 ・問診 ・身体計測 ・血圧測定 ・血液検査 ・尿検査 ・心電図検査 ・貧血検査 ※希望により、 肝炎ウイルス検査 前立腺がん検査 （40歳以上の男性）も受診可能ですので、予約時にお申し込みください。 ※別途検診料が必要	【肺がん検診】 40歳以上の方が対象 ・胸部レントゲン ・喀痰検査 （※問診により対象となった方） ※別途検診料が必要
8月22日 (金)	直島港 (本村港)				

受診を希望される方は、7月25日(金)までに健康推進室へ電話または窓口でお申し込みください。
定員に達した場合は受診をお断りさせていただく場合がありますので、ご了承ください。

【受診できる方】

- 直島町国民健康保険加入者 20歳～74歳の方
 - 香川県後期高齢者医療加入者 75歳以上の方
 - 社会保険加入者の被扶養者
 - ・20歳～39歳の方
 - ・40歳～74歳の方で保険者（職場）と香川県済生会病院が健診の契約をしている場合（詳しくは健康推進室までお問い合わせください）
- ※社会保険加入者本人は済生丸健診の受診はできないため、職場の健診を受けてください。

【健診料】

基本健診	500円 （社会保険加入被扶養者については保険者ごとに異なります。）
前立腺がん検査	400円
肝炎ウイルス検査	400円 （令和7年4月1日時点で40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳に該当する方のうち今まで検査を受けたことが無い方は無料で受診可能。）
肺がん検診（胸部レントゲン）	100円
肺がん検診（喀痰検査）	400円

【健診当日のお願い】

医療機関はマスクの着用が推奨されていることから、船内ではマスクの着用にご協力ください。
発熱、咳、体のだるさなどの症状がある場合は、受診をお控えください。

お問い合わせ 健康推進室 ☎087-892-3400

健康推進室からのお知らせ

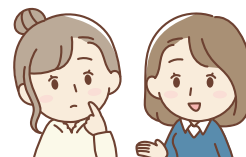
地域包括支援だより

地域包括支援センターってどんなところ？



いろんな心配事、まずは地域包括支援センターの私たちがお伺いします！

地域包括支援センターは、皆さんの身近な相談先です。ケアマネジャー（介護ケアの専門職）や社会福祉士（福祉サービスの相談役）、保健師（保健・医療の専門職）などが中心となって高齢者の皆さんの支援を行っています。**相談料は無料**で、**秘密は厳守**いたします。お気軽にご利用ください。



お問い合わせ 健康推進室・地域包括支援センター ☎087-892-3400



地域おこし協力隊ぐらむ

担当：恵島

先日、三豊市にて人形浄瑠璃の公演があり、直島女文楽が出演すると情報を聞き観劇しました。

今回は新人を迎えての初の遠征公演！

女性ならではの繊細な人形遣いで、人形の仕草一つ一つに工夫が凝らされ、まるで生きているかのようで圧巻でした！

他にも徳島県や淡路島などから出演団体が集まり、直島と連続した演目が披露されました。

継承される日本文化として、もっと多くの人に文楽を知ってもらいたいと思いました。

#直島女文楽 #人形浄瑠璃 #伝統芸能



2025. 7



健康推進室からのお知らせ

直島町の女性の皆さん

子宮頸がん検診と乳がん検診(マンモグラフィ)が 玉野医療センターたまの病院・三宅医院・三宅おおふくクリニック・ 三宅医院問屋町テラスで受診することができます

下記の日程で、直島町が実施する子宮頸がん検診と乳がん検診(マンモグラフィ)が、たまの病院・三宅医院・三宅おおふくクリニック・三宅医院問屋町テラスで受診することができます。

受診機会を逃している方は、ぜひ受診しましょう。

◆検診期間

令和7年7月1日(火)～令和8年2月28日(土)
(医療機関の休診日は除きます。)

◆対象者

★乳がん：40歳以上の方

無料クーポン券対象者：

昭和59年4月2日～昭和60年4月1日生まれの方

★子宮頸がん：20歳以上の方

無料クーポン券対象者：

平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれの方

◆自己負担金

★乳がん：500円(無料クーポン券対象者の方は無料)

★子宮頸がん：500円(無料クーポン券対象者の方は無料)

◆受診方法

1. 医療機関に直接お電話して予約を取ってください。
2. 予約を取ったあと、健康推進室にお電話ください。
3. 問診票等必要書類をご本人様あてに送りますので、その書類を持って受診してください。

※問診票等、必要書類がないと受診できないことがあります。

ご注意ください！

直島町の女性の皆さん

子宮頸がん検診と乳がん検診(マンモグラフィ)が 高松市指定医療機関で受診することができます

下記の日程で、直島町が実施する子宮頸がん検診と乳がん検診(マンモグラフィ)が、高松市医師会・高松市の協力のもと、高松市指定医療機関で受診することができます。

受診機会を逃している方は、ぜひ受診しましょう。

◆検診期間

令和7年7月1日(火)～令和8年2月28日(土)
(医療機関の休診日は除きます。)

◆対象者

★乳がん：40歳以上の方で、

元号(大正・昭和)で偶数年生まれの方

無料クーポン券対象者：

昭和59年4月2日～昭和60年4月1日生まれの方

★子宮頸がん：20歳以上の方

無料クーポン券対象者：

平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれの方

◆自己負担金

★乳がん：500円(無料クーポン券対象者の方は無料)

★子宮頸がん：500円(無料クーポン券対象者の方は無料)

◆受診方法

1. 役場健康推進室までお電話ください。
検診日をご希望の医療機関をお聞きした上、役場から医療機関に予約を取らせてもらいます。
2. 予約後、問診票等必要書類をご本人様あてに送りますので、その書類を持って受診してください。

※役場健康推進室に連絡をせずに直接医療機関に行った場合、受診できません。

ご注意ください！

お問い合わせ 健康推進室 ☎087-892-3400

健康推進室からのお知らせ

ホットアドバイス ～作業療法士からリハビリテーションについて～

【鼻呼吸について】（訪問看護ステーション ママック 作業療法士・末澤克美）

皆さんこんにちは。今回は鼻呼吸についてお話しします。鼻呼吸には多くのメリットがあります。鼻の中には空気を浄化する毛と空気を温め適度な湿度を与える粘膜が、フィルターのように整えられています。鼻の毛は肺に送る空気を綺麗にして肺の炎症を防ぎ、粘膜は適度な温度と湿度を与えて肺の乾燥を防ぎます。その結果、身体に最適な状態で酸素を取り込み、脳を含め皮膚や臓器の負担を減らす効果があります。しかし現代人は、鼻づまり（アレルギー性鼻炎・風邪）、猫背や姿勢の崩れ、舌の位置の低さ（舌が上顎についていない）習慣や癖（子どもの頃からの口呼吸）マスクの着用などにより、口呼吸をする頻度が増加しています。

【口呼吸を続けると】

- 感染リスク
- 口腔トラブル
- 睡眠障害
- 疲れやすい
- 顔貌変化

鼻のフィルターが使えず、ウイルスが直接のどに乾燥して虫歯・歯周病・口臭のリスクが上がる
いびき・無呼吸の原因に（酸素が取りづらい）
呼吸が浅くなり、脳や体への酸素供給が低下
子どもの場合、口呼吸で下顎が下がり首との境が曖昧に

【鼻呼吸を正しく行うためには】

舌を口の天井に付ける必要があります。下の先端を、上あごの先端のくぼみ（スポット）につけ、舌の後ろを口の天井に付けると空気の流れを鼻に集中させ鼻呼吸が行いやすくなります。



毎日2分間 鏡の前でチェックしましょう！
子どもさんは親がサポート

- ① 踵、臀部、肩、後頭部を壁につける
- ② おでこを前方に倒して、あごを引く
- ③ 舌先をスポットに、舌の後ろを上顎へ押し上げる
- ④ 後頭部を壁に付け引き上げる
- ⑤ 口を閉じて鼻呼吸を行いましょう

※悪い姿勢は膝が曲がり口が開き口呼吸となりやすい
上記を意識すると健康的な呼吸・姿勢・口腔環境の改善に役立ちます

リハビリテーションについて詳しく知りたい方は、健康推進室へお問い合わせください。

お問い合わせ 健康推進室 ☎087-892-3400



..... まちづくり観光課からのお知らせ

まちづくり景観活動をご支援します〈第2期募集〉

平成14年4月1日に施行された「直島町まちづくり景観条例」では“直島の景観をよりすばらしいものにしていくための活動をしたい”など、まちづくり景観活動を積極的に取り組む皆さんに技術的・財政的に予算の範囲内で支援していくことを定めた「**直島町まちづくり景観条例に基づくまちづくり活動補助金交付要綱**」を制定しています。

町内外の個人、グループ、または団体などが行うまちづくり景観活動を広く支援しますので、積極的なご応募をお待ちしています。

事業の概要は、右記のとおりです。

①補助の対象となる景観整備事業ならびに補助金の額→別表のとおり

●例えばこのようなときに…

- 「古い伝統ある建物を改修して保存したい」^{注1)} → ア)
- 「門・塀などをまち並みに合うように改築したい」^{注2)} → イ)
- 「道路沿いを花いっぱいにしたい」 → ウ)
- 「直島の歴史を本にして後世に残したい」 → ウ)
- 「直島の伝統行事などを後々まで保存していきたい」 → ウ) など

注1) ただし、景観重要物件に指定された建物などに限ります。

注2) ただし、重点地区内(現在、本村地区の一部のみ)の建物に限ります。

②申請の締切 … 7月31日(木)まで

申請様式についてなど、詳しい内容・お問い合わせについては、**まちづくり観光課**までご連絡をお願いします。

別表

補助の対象となる事業		対象工事・経費	補助率	補助限度額
条例に基づくまちづくりを推進するために必要な事業	ハード事業	ア) 条例の規定により景観重要物件に指定された建築物、工作物その他の物件 ①外壁、屋根、軒裏、開口部など建築物等の外観を構成する部分の修繕、模様替えで保存のために必要な構造耐力上主要な部分の修繕を含む ②門、塀、工作物及びアプローチなど、建築物に付属するものの修繕、模様替え ③その他当該景観重要物件を良好な状態で保存するために必要と認められる工事	2 / 3	600万円
		イ) ア) 以外の建築物、工作物その他の物件で、景観審議会が認める物件(ただし、条例の規定により指定された重点地区内の物件に限る。) ①建築物の新築、増改築、修繕等の工事費のうち外観にかかる経費 ②門、塀、垣根の新築、増改築、修繕等の工事費のうち外観にかかる経費	1 / 3	100万円
	ソフト事業	ウ) 条例の目的に基づいたまちづくり活動で景観審議会が認める事業 調査研究費、計画策定費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、原材料費、その他町長が特に必要と認める経費	2 / 3	30万円

※令和5年度より次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象外となります。

- (1)法人ならびに営利を目的とする個人および団体
- (2)宗教的または政治的な活動を目的とする法人、個人および団体

お問い合わせ まちづくり観光課 ☎087-892-2020

..... まちづくり観光課からのお知らせ

本村地区（景観重点地区）内で家や外構を 新築・改修などをする場合には事前に役場へ届け出が必要です！

直島町において景観に係るまちづくりを重点的に進めていくべき地区として本村地区を重点地区に指定しています。

そこで、本村地区（景観重点地区）の美しい風景とまち並み景観を保全していく事を目的として平成25年4月1日より、下記内容の行為などをする場合には事前に役場へ届け出が必要となっています。重点地区内にお住まいの皆さんには大変お手数をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

（届け出が必要な行為）

- ①**建築物**
 - 建築物の新築、増築、改築または移転
 - 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更
- ②**工作物など（屋外広告物・塀・柵・門など）**
 - 工作物の新築、増築、改築または移転
 - 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更

※景観に合わせた形での新築・改修などには補助金の交付がありますので、前の記事の「まちづくり景観活動をご支援します。」をご覧ください。

※ご不明な点などありましたら、お気軽にお問い合わせください。



みんなのまちづくり事業の募集について

集まった仲間同士で、「こんな町おこしをしたい」とか、「こんなイベントをすれば町が活気づく」と考えることをしてみませんか。町民の皆さんが自ら考え自ら行うまちづくり事業に対して、町が財政面で支援させていただく『みんなのまちづくり事業』を、今年度も引き続き実施いたします。

事業の概要などは次のとおりですので、積極的なご応募をお待ちしております。

●対象となる事業

町民または町内にある団体などが自主的に実施するまちづくり事業全般で、例えば調査研究事業・研修事業・交流イベント事業・ボランティア事業などがあります。ただし、営利目的のものや、宗教的・政治的な宣伝意図のあるものなどは対象となりません。

●**補助率** 補助対象経費の3分の2以内

●補助金の額

1事業当たり30万円を限度とします。

同事業で4年目以降の場合は、15万円を限度とします。

●**応募の締切** 7月31日(木)

●**申し込み先** まちづくり観光課デジタル推進室

お問い合わせ まちづくり観光課デジタル推進室 ☎087-892-2020



..... まちづくり観光課からのお知らせ

不動産に関する無料相談会のお知らせ

司法書士および土地家屋調査士による、不動産に関する無料相談会を開催します。

相続による名義変更や、不動産の賃貸・売却、登記手続きに関するご相談など、不動産に関わるあらゆるお悩みに専門家が直接お応えします。

- 「親名義の土地をどう相続すればよいか分からない」
- 「売却を考えているが、登記の手続きが不安」
- 「空き家を貸したいけど、何から始めればいい？」
- 「境界があいまいな土地の調査について知りたい」

そんなお悩みをお持ちの方は、ぜひこの機会にご相談ください。
相談は**無料・予約優先**です。

【日時】7月29日(火) 10:00～12:00 【場所】直島ホール(研修室)

【協力】株式会社 NH ファシリティーズ 玉野不動産オフィス
大賀祐一事務所(司法書士・土地家屋調査士)

【予約・お問い合わせ】まちづくり観光課(平日8:15～17:00)



歩行者ファーストかがわ2025 参加者募集!

横断歩道を渡ろうとする歩行者がいる時は、**車両は横断歩道の手前で一時停止して歩行者の通行を妨げてはならない**と道路交通法に定められています。しかし、2024年のJAFの調査では香川県の車両一時停止率は、**41.9%で全国ワースト12位**です。

この現状を踏まえ、「歩行者ファーストかがわ2025」を実施し、横断歩道での歩行者優先ルールの遵守に取り組めます。

ぜひ、3人1組のチームで参加し、チーム全員が率先して「横断歩道は歩行者優先」のルールを遵守してください。

実施期間中に無事故・無違反を達成されたチームの中から抽選で**30万円分の旅行券**などが当たります。

- 募集期間 7月1日～8月29日
- 実施期間 9月1日～12月31日
- 参加費 1チーム3,000円
- 啓発グッズ マイクロファイバークロス(参加者に配布) →
- お問い合わせ 県くらし安全安心課 ☎087-832-3231

香川県 歩行者ファーストかがわ Q 検索



お問い合わせ まちづくり観光課 ☎087-892-2020

..... 環境水道課からのお知らせ

資源ごみ(空きカン、ペットボトル、プラボトル類)の出し方について

梅雨が明けると暑さが日に日に増し、熱中症対策も含め清涼飲料が美味しい季節となりました。みなさんのご家庭でも空きカンやペットボトルなどの容器を資源ごみの指定袋で出す頻度が高くなってきたと思います。直島町クリーンセンターでは、このように資源ごみをストックし(参考写真1)リサイクルしておりますが、柔らかいペットボトル・空きカン・プラボトルはキャップを外し、少し水で洗い、潰し出すようご協力をお願いします。

また、缶・ビン・ペットボトルにタバコの吸い殻やゴミを入れてしまうと、リサイクル不可となってしまいますのでご協力をお願いします。



キャップを外し、軽く潰してね！



参考写真1

(これが夏の2週間程度のペットボトルの回収量です。)



参考写真2 (潰す前)



参考写真3 (潰した後)

メリット

- ①皆さんの資源ごみ袋購入の頻度が半分以上に抑えられる。(参考写真2、3)
- ②クリーンセンターでの保管場所が省スペース化でき、作業効率が上がる。(参考写真1)
- ③毎週火曜日に収集している2トンプがクリーンセンターに往復する回数が少なくなる。

上記のメリットは全て環境に優しい取り組みになっております。可能な限りで構いませんので皆様のご協力をお願いします。

資源ごみの指定袋の口は、可燃ごみ指定袋と同様に必ず縛って出すようにしてください。その他、ごみの出し方等について不明な点がございましたら、環境水道課までご相談ください。

お問い合わせ 環境水道課 ☎087-892-2225



ふれあい診療所からのお知らせ

No.216

ふれあい健康コラム

ふれあい診療所



“風邪(かぜ)”

(医師 西山 将)

今年4月に赴任してきてから少なくとも5月まで、“風邪”っぽい症状で発熱外来を受診する患者さんがいない日は、無いように感じました。ところで皆さんは、“風邪”という用語をどのような症状がある時に使いますか。熱がある時？鼻水が垂れる時？喉が痛い時？咳が止まらない時？体がだるい時？頭痛や肩こりがひどい時？…



一般的に“風邪”と表現される病態は、正確にはかぜ症候群※)、より正確には感冒(cold)または普通感冒(common cold)という医学用語が当てられています。そして普通感冒は、『良性な自然に治癒する症候群で、多くの場合はウイルス性の上気道感染症』を指します。「上気道感染症ってなに？」と興味を持たれた方はぜひご自身で検索していただくとして、その代表的な症状は①鼻水、②咽(のど)の痛み、③咳、です。

※症候群とは、複数の症状が同時に起こる状態の総称

しかしウイルス感染症は、上気道症状に留まらず、複数臓器の症状を同時に引き起こすことがあります。有名どころは“おなかの風邪”とも呼ばれる胃腸炎(腹痛、吐き気、下痢など)や、結膜炎(充血や目やに)です。さらに特定の臓器ではなく、全身の症状として、発熱や倦怠感、頭痛や頭重感、関節痛や筋肉痛を生じることもしばしば。

個人的な認識としては、鼻と咽と咳の症状が、それぞれ同程度、かつ近い時期で急に出現した場合に、「典型的な“風邪”」と判断しています。受診時に3つの症状が揃っていない場合でも、後から遅れて揃うことや、症状が軽すぎて自覚できていない／忘れていることもあるので、“風邪”の可能性があるという意味で「広義の“風邪”」と捉えています。また3つの症状以外に、おなかや全身の症状などを複数伴う場合も、厳密な“風邪”ではないがウイルス感染症らしさはある、と想起します。

いろいろ述べてきましたが、町民の方々に最も伝えたい大事なことは、基本的に“風邪”は自然に治癒する例が多いという点です。そもそも、治療薬が存在するウイルス感染症はごく一部に限られます。したがって、診察して「たぶん“風邪”」となったところで、あまり介入できる余地はないのが正直なところです(いわゆる感冒薬は市販の薬局でも買えますし…)。むしろ医師の役割は、“風邪”を診断することではなく、“風邪”に擬態した他の病気を拾い上げることにあると考えています。が、ここまで読んでくださった皆さんであれば、“風邪”っぽいかどうかは病院へ来る前に何となく察することができることでしょう。他にもいろいろ思うところはあると思いますが、長くなるので割愛し、機会があれば“風邪”にまつわるよくあるQ&Aを共有してみたいと思います。

お問い合わせ ふれあい診療所 ☎087-892-2266

赤ちゃん誕生 (敬称略)

すこやかな成長をお祈りします

地区 誕生日
なまえ お父さん
お母さん

鷺ノ松 秋友 理玖くん 拓也
美由記

おくやみ (敬称略)

つつしんでご冥福をお祈りします

地区 氏名 年齢

宮ノ浦 小林 康信 82 74
宮ノ浦 富岡美佐代

寄附のお礼

三宅敏明様より森勝洋様の香典返しとして、直島町社会福祉協議会、直島町立診療所に対して金一封のご寄附がありました。

富岡弘様より亡妻富岡美佐代様の香典返しとして、直島町社会福祉協議会、直島町立診療所に対して金一封のご寄附がありました。

お詫びと訂正

先月号に掲載された幼小中合同運動会・第30回直島町民体育祭の内容に誤りがありました。

お詫びして訂正します。

(正) 三菱マテリアル株式会社
社直島製錬所様

(誤) 三菱マテリアル株式会社
社直島精錬所様

チャレンジ! 広報クイズ

Q.現代人は、さまざまな理由から口呼吸をする頻度が増加しているが、正しく鼻呼吸を行うためには、舌が口の中の〇〇の位置になければならない。

①床 ②真ん中 ③天井 (ヒントは、広報紙の中にあります)

6月号の答え ③ 応募総数 10 通

【応募締め切り】7月31日(木)

クイズの答え・住所・氏名・年齢・電話番号・広報紙の感想を書いて、下記まで応募してください。正解者の中から抽選で記念品を差し上げます。応募は、1世帯1通に限ります。

【送り先】

〒761-3110 直島町1122-1

直島町役場総務課「広報クイズ7月号」係

E-mailでの応募は、somu1@town.naoshima.lg.jp

※当選者の発表は、賞品の発送をもって代えさせていただきます。

※ご応募いただいた皆さんの個人情報は賞品発送のみに使用し、第三者に開示・提供することはありません。

★★ 募集しています ★★

皆さんの応募をお待ちしています。

わが家のスター

広報では、赤ちゃんや就学前のお子さん、ペットの写真をお待ちしています。掲載をご希望の方は、氏名(保護者・お子さん)・年齢・住所(地区)・電話番号・メッセージを添えて下記の宛先までご応募ください。

※写真でもデータでもOKです。

「俳句・川柳」、「ミニギャラリー」のコーナー

テーマはそれぞれ自由ですので、住所(地区)・氏名・年齢・電話番号を記入し、お気軽にご応募ください。

送り先

〒761-3110 直島町1122-1

直島町役場総務課「広報なおしま 〇〇〇コーナー」

E-mailでの応募は、somu1@town.naoshima.lg.jp

締め切り:7月18日(金)

※紙面の都合で、掲載できない場合はご容赦ください。

玉野市休日当番医 市外局番 (0863)

日	内科系	歯科
7月13	大西病院 (田井) 33-9333	仲田歯科医院 (築港) 21-2949
20	油原医院 (和田) 81-8235	中村歯科医院 (日比) 81-8241
21	山田クリニック (和田) 81-7197	海のもりデンタルクリニック (宇野) 23-4180
27	せいきょう玉野診療所 (羽根崎町) 81-1696	半井歯科医院 (築港) 21-2861
8月3	たまの病院 (宇野) 31-2101	橋本歯科医院 (奥玉) 31-8148

※診療時間は、内科は9:00~17:00、歯科は9:00~12:00。

※休日当番医は都合により変更することがあります。

ふれあい診療所 外来診療担当医予定表(7月14日~8月15日)

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
7/14	15	16	17	18
午前 午後 大川・西山 大川	大川	午前 午後 大川・西山 西山	大川	西山
21	22	23	24	25
休診日	午前 午後 松木 西山	午前 午後 大川・西山 大川	午前 午後 大川 大川・井上	西山
28	29	30	31	8/1
午前 午後 大川・西山 大川	大川	午前 午後 大川・西山 西山	大川	西山
4	5	6	7	8
午前 午後 大川・西山 西山	西山	午前 午後 大川・西山 大川	大川	午前 午後 西山 横山
11	12	13	14	15
休診日	大川	午前 午後 大川・西山 西山	大川	西山

※診療担当医は都合により変更することがあります。

※受付時間 8:30~11:30・14:00~16:00

※診療時間 9:00~12:00・14:30~16:30

※救急患者の場合は、診療時間外でも診療しますので、下記に電話してください。

(注意) 訪問診療のため月曜日と水曜日の午後は医師1名体制としています。

(お知らせ) 第4火曜日の午前のみ泌尿器科外来が開設され、専門医の診察を受けられます。

7/24(木)の午後のみ小児科外来が開設され、専門医の診察を受けられます。

ふれあい診療所 ☎087-892-2266

*** Mini Gallery

ミニ ギャラリー ***



横 防 岡崎 貢さんの作品
「宮ノ浦」



大 坂 上田 玉子さんの作品
「カワセミ」

OHK杯 第46回香川県 少年柔道選手権大会

園児 第3位 本田 汐里



サマージャンボ 7 億円

1等・前後賞合わせて7億円
1等5億円、前後賞各1億円

サマージャンボミニ 5,000万円

1等・前後賞合わせて5,000万円
1等3,000万円、前後賞各1,000万円

当さんのチャンス広がる!

この宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

7月11日金 同時発売 各1枚 300円

●発売期間：7月11日(金)～8月11日(月)
●抽せん日：8月21日(木)

2025年市町村振興宝くじ
公益財団法人 香川県市町村振興協会

「能登半島地震災害義援金」 「能登半島大雨災害義援金」の協力お願いについて

義援金へ多くの皆さまより、温かいお気持ちをお寄せいただきありがとうございます。現在の日本赤十字社直島町分区分での義援金受付状況を報告します。

役場庁舎内に募金箱を設置しておりますので、ご協力をお願いします。

皆さまからお預かりした義援金は、日本赤十字社を通して、被災地の方に届けられます。

能登半島地震災害義援金 (令和7年12月26日受付終了予定) **令和7年6月30日現在679,908円**

能登半島大雨災害義援金 (令和7年12月26日受付終了予定) **令和7年6月30日現在253,772円**